

今の船主の職務を保つ小型船主の労働条件を法律
 外並に種々な利益を監視會同の福利を擁護増
 進し世に地位の向上乃至安全の増進を必要とし
 研究
 互に接衝し互に仲裁を為し是より憂を遠擲すべし
 如く

本會の會士の恩賜・疫病・失業・家産・死亡に至る互助共
 済の小型船主等共在り船主の福利の増進
 本會の本會の福利の増進に方針を以てし政府及び社会、
 出限を以てし福利の増進に方針を以てし情状様式
 とし之を船主及び船主の福利の増進に方針を以てし

海友同會規約

第一條、本會の小型船主たるは海友同會を稱す
 第二條、本會の福利の増進に方針を以てし
 第三條、本會の福利の増進に方針を以てし
 第四條、本會の福利の増進に方針を以てし
 第五條、本會の福利の増進に方針を以てし
 第六條、本會の福利の増進に方針を以てし
 第七條、本會の福利の増進に方針を以てし
 第八條、本會の福利の増進に方針を以てし
 第九條、本會の福利の増進に方針を以てし
 第十條、本會の福利の増進に方針を以てし

- 一、本會の福利の増進に方針を以てし
- 二、海友同會の福利の増進に方針を以てし
- 三、本會の福利の増進に方針を以てし
- 四、本會の福利の増進に方針を以てし
- 五、本會の福利の増進に方針を以てし